

横浜市監査委員公表第3号

横浜市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第3項の規定により、「監査請求書」(平成14年4月18日受付監行第28号)に係る監査を行ったので、同項の規定により、請求文及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表します。

平成14年6月14日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也
同		山	下	光
同		鈴	木	正之
同		木	村	久義

第 1 請求文

1 措置請求書

横浜市代表監査委員殿

2002年4月18日

監査請求書

地方自治法第242条第1項の規定に基き、下記のとおり横浜市長が市有財産の管理を怠る事実に対する是正勧告を請求します。

第 1 . 請求の要旨

- 1 . 横浜市は市内瀬谷区瀬谷町および旭区上川井町内に合計約22.6haの土地（以下「本件土地」）を所有し、これを国に対し毎年1年間を期限として貸与する行為を反復継続して来た。国は、本件土地を、周辺の国有地約109.5haおよび借上げた民有地約110haとあわせて（合計約242ha）、国有の地上建物とともに在日米軍に対し、「上瀬谷通信施設」として貸与してきた。
- 2 . 上瀬谷通信施設を使用する米軍の権利は、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定第2条第1項に基づくものであるが、同条3項により「この協定の目的のため必要でなくなったとき」は直ちに返還するという前提で設定されている。
- 3 . 施設の使用目的は、もっぱら米海軍第7艦隊の「耳」としての役割を果たすことにあったが、旧ソ連邦の崩壊、および衛星通信の発達という時代の変化に伴い、1995年10月頃までにはその機能を終了した（施設の周辺約724haを「電波障害防止地域」として建築の制限を加えていた措置は同年4月1日に廃止され、これに先立ち林立していたアンテナのほとんどは撤去された）。
- 4 . 通信施設の必要性が消滅したことによって、本件土地を含むその用地は、直ちに日本国に返還されるべきものとなり、従って本件土地は日本国から横浜市に対し返還されるべきものとなった。それにもかかわらず横浜市長は、本件土地貸与契約の更新を拒絶して本件土地の返還を国に対して請求し、かつ国に代位して在日米軍に対し返還を請求すべき管理行為を怠ったまま今日に至っている。
- 5 . 横浜市政の基本構想を示した「ゆめはま2010プラン」には、「上瀬谷通信施設の返還後は、跡地を区民のさまざまなレクリエーションに活用できるように整備します」とうたわれている。この構想が実現されるためには本件土地が返還され、市が完全な所有権を行使することが必要不可欠である。
- 6 . 地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定めている。横浜市長が国および在日米軍に対し本件土地の返還を求める法的措置を怠っていることは同条に違反し、市有財産の管理を違法・不当に怠る事実該当する。よって監査委員の責任において横浜市長

に対し、その是正を勧告されることを求める。

請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

ほか 1,641人

請求人1,641人の住所・職業及び氏名を除き，請求書は，原文のまま登載した。

2 事実証明書

- (1) 市有財産有償貸付契約書 1998年2月23日
- (2) 土地貸付契約書 "
- (3) 契約更新承諾書2通 2001年不詳日
- (4) 提供民公有財産一時使用許可書 2001年3月12日
- (5) 地図(横浜市所有地の所在を示す)
- (6) 地図(上瀬谷通信施設) 1976年3月
- (7) アンテナ等施設所在地 1976年3月現在
- (8)-1 新聞記事(スターズ・アンド・ストライプス) 1995年6月25日
- 2 " (読売新聞) 1995年6月27日
- 3 " (朝日新聞) 1995年8月29日
- 4 " (神奈川新聞) 1995年10月19日
- 5 " (朝日新聞) 1999年11月12日
- (9)-1 防衛施設庁回答書(送信票とも) 1999年6月28日
- 2
- (10) 中路雅弘議員の報告書 1999年10月28日
- (11) 横浜地方裁判所検証調書 2001年10月23日
- (12) 西沢優論文「米軍上瀬谷基地の足跡」 2000年
- (13) ゆめはま2010プラン瀬谷区計画 1994年12月
- (14) 上瀬谷オープンスペース利用調査事業報告書 1996年3月
- (15) 接收解除の歩み 1997年11月

3 追加証拠

- (1) 陳述資料(請求人作成)
- (2) 釈明通知，求釈明及び求釈明に対する回答(横浜地方裁判所第4民事部)

事実証明書及び追加証拠には便宜番号を付し，内容は省略した。

請求人 様

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		鈴	木	正	之
同		木	村	久	義

横浜市職員措置請求の監査結果について(通知)
(上瀬谷通信施設内の市有地の管理に関するもの)

平成14年 4月18日に提出された「監査請求書」(同日受付監行第28号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第 3 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

1 監査の実施

平成14年 4月18日から平成14年 6月11日まで、次のとおり監査を実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第 5 項の規定に基づき、平成14年 5月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、請求の内容を補足する陳述を行った。

陳述人

(略)

(2) 監査対象事項の決定

監査請求書、事実証明書並びに陳述、追加証拠の内容を考慮して、監査請求の趣旨を次のとおり解し、監査対象事項を決定した。

ア 監査請求の趣旨

横浜市は、市内瀬谷区瀬谷町及び旭区上川井町内に合計約22.6haの土地(以下「本件土地」という。)を所有し、これを国に対し毎年 1 年間を期限として貸与する行為を反復継続して来た。国は、本件土地を日本国における合衆国軍隊(以下「米軍」という。)に対し「上瀬谷通信施設」として貸与してきた。

日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定第 2 条第 3 項により「この協定の目的のため必要でなくなったとき」は直ちに返還することとなっており、1995年10月頃までにはその機能を終了した。

通信施設の必要性が消滅したことによって、その用地は直ちに日本国に返

還されるべきものとなり，従って本件土地は日本国から横浜市に対し返還されるべきものとなったが，横浜市長は，本件土地貸与契約の更新を拒絶して本件土地の返還を国に対して請求し，かつ国に代位して米軍に対し返還を請求すべき管理行為を怠ったまま今日に至っている。

国および米軍に対し本件土地の返還を求める法的措置を怠っていることは地方財政法第8条に違反し，市有財産の管理を違法・不当に怠る事実該当することから，監査委員が横浜市長に対しその是正を勧告することを求める。

イ 監査対象事項

(ア) 市有地の国への貸与を行うことが違法又は不当な財産の管理に当たるかどうかについて

(イ) 市有地の貸与契約を解除せず国又は米軍に対し市有地の返還を求めないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実当たるかどうかについて

(3) 関係局に対する事情聴取及び書類調査

総務局，道路局及び下水道局の関係職員から事情を聴取し，関係書類の調査を行った。

ア 事情を聴取した者

総務局長，渉外部長ほか

道路局長，道路部長ほか

下水道局長，河川部長ほか

イ 説明の要旨

(ア) 総務局の説明要旨

上瀬谷通信施設は，日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安全保障条約」という。）及び日米安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）に基づき国が米国に提供している施設で，市有地約22.7ha，国有地約109.5ha，民有地約110.0haで構成されている。市有地は，米国への提供目的に従った国からの求めにより，本市が国に貸し付けている。

在日米軍施設は，日米地位協定第2条第1項に基づいて，国が米国に提供しており，同条第3項に，「この協定の目的のため必要でなくなったときは，いつでも，日本国に返還しなければならない。」と定められている。日米地位協定は日米政府間で締結されているため，施設が地位協定の目的のため必要であるか否かについては，日米政府間で検討すべき事項と認識している。

同施設は，日米安全保障条約及び同地位協定に基づき，国が米国に提供している施設であることから，施設の返還までの間は，本市として国に貸し付けることが求められており，国は，同施設は，米軍により通信施設として使用されているとしており，本市もそのように認識している。

同施設は，二国間の合意により国が米国に提供していることから，本市

は米軍に対し直接返還を請求する立場にない。請求人の主張する管理行為を怠る事実は存在しない。

本市は、「ゆめはま2010プラン」に同施設の跡地利用構想を定めている。

米軍施設の返還は長年にわたる市民の願いであり、本市は、市有地だけでなく施設全体の早期全面返還を要望している。

上瀬谷通信施設は、日米安全保障条約及び同地位協定に基づき、国が米国に提供する施設であり、施設の返還までの間は、本件土地を国に貸すことが求められている。貸付は適正に行っており、市有財産の管理を違法・不当に怠る事実は存在しない。

(イ) 道路局の説明要旨

上瀬谷通信施設内の市有地の道路（以下「海軍道路」という。）については、昭和48年から暫定的措置により一般の通行が認められているが、昭和52年には国から無償譲与され、昭和54年に共同使用が日米合同委員会において合意され、一般車両の通行が正式に認められており、昭和55年から国に使用貸借を行っている。

上瀬谷通信施設内の市有地の農道（以下「本件農道」という。）については、昭和53年に国から無償譲与され、国に賃貸借を行っている。平成4年には、施設区域内での農耕について、農業専用地区協議会、在日米海軍、横浜防衛施設局の間で土地所有者が農耕を行うに当たっての覚書が締結された。

また、海軍道路及び本件農道は、普通財産として適正に管理を行っている。

(ウ) 下水道局の説明要旨

大門川水路敷地のうち市有地部分（以下「本件水路敷地」という。）については、昭和57年度から昭和62年度にかけて、神奈川県が護岸の改修工事を行い、その部分が本市に無償譲渡され、国へ使用貸借を行っている。昭和57年には共同使用が日米合同委員会において合意されている。

また、本件水路敷地は、普通財産として適正に管理を行っている。

2 監査の結果

(1) 事実関係

ア 賃貸借・使用貸借契約について

(ア) 経過について

海軍道路、本件農道及び本件水路敷地（以下「本件土地」という。）は、戦後米軍が接収した施設の一部であり、海軍道路については、昭和52年に国から横浜市に無償譲与された。本件農道については、昭和53年に国から無償譲与された。本件水路敷地については、昭和60年から昭和63年にかけて県から無償譲渡された。

本件土地は、日米安全保障条約及び日米地位協定により国が米軍に提供することが義務づけられている施設の一部であり、横浜市は国との間にそ

れぞれ賃貸借・使用貸借契約（以下「本件契約」という。）を行っている。海軍道路及び本件水路敷地については，日米合同委員会の共同使用の合意に基づき横浜市が国から一時使用の許可を受けている。

(イ) 本件土地一覧表

名称	場所	面積
海軍道路	横浜市瀬谷区瀬谷町5748	39,959m ²
農道	横浜市瀬谷区瀬谷町5570ほか113筆	180,569m ²
大門川	横浜市瀬谷区瀬谷町6196-3ほか132筆	6,273m ²

(ウ) 海軍道路について

海軍道路は，昭和52年に，国から横浜市に無償譲与され，普通財産として管理してきている。昭和55年に国と使用貸借契約を行い，毎年度更新が行われてきた。

昭和55年4月締結の使用貸借契約が民法の契約期間を満了したとして，平成9年には改めて契約が締結され，毎年度更新が行われてきた。

なお，日米合同委員会の合意に基づく共同使用となっているため，国から一時使用許可を得ており，年度ごとに更新されて，一般車両の通行が認められている。

(I) 農道について

本件農道は，昭和53年に，国から横浜市に無償譲与された普通財産である。同年から国と賃貸借契約が行われ，毎年度更新が行われている。

平成4年に締結された，施設内の農耕についての覚書により，農地の耕作者が農道を使用している。

(オ) 大門川について

昭和60年から昭和63年にかけて県から無償譲渡を受けた本件水路敷地は，国と使用貸借契約が行われており，海軍道路と同様に，共同使用により国から一時使用の許可を受けている。

(カ) 本件契約について

国は，米国との間に日米安全保障条約及び日米地位協定を締結しており，本件土地は，国が米軍に提供することが義務づけられている施設の一部であることから，国が横浜市と本件契約を締結している。

イ 返還要望について

接收地の返還は長年にわたる市民の願いであることから，横浜市長，横浜市の会，あるいは，神奈川県と横浜市を含め県内9市が組織する神奈川県基地関係県市連絡協議会として，上瀬谷通信施設を含めた横浜市内8箇所の米軍施設の返還要望を国に対して行っている。

(2) 監査委員の判断

上記の事実関係、関係局の説明及び書類調査に基づき、監査対象事項について請求人の主張を検討した結果は、次のとおりである。

ア 横浜市と国との本件契約の更新を行うことが違法又は不当な財産の管理に当たるかどうかについて

請求人は、本件契約については、米軍による使用継続の必要性は、客観的に消滅しているから、更新の必要性はなく更新を拒絶すべきと本件契約の更新の差止を主張している。

ところで、本件契約書によると、契約の更新については、第4条において乙(国)において必要があるときは、甲(横浜市)乙協議の上、本契約を更新することができることと規定されている。

そこで、本件についてみると、請求人は、米軍が通信施設として使用していないことから、使用継続の必要性は客観的に消滅していると主張しているが、国は本件土地を米軍の用に供する目的に従って使用しなければならないと本件契約第3条に規定されているところ、国は横浜市との本件契約に従って、米軍が必要な施設として使用していることから本件土地を提供しており、このことについて何らかの違法・不当性を認めることはできない。

また、本件契約は、現実に国と横浜市の協議により更新が継続されてきたものであり、契約書の規定に則った手続がなされており、その手続に違法・不当性を認めることはできない。

したがって、本件契約を更新することが違法又は不当な財産の管理にあたるとは言えず、差止は認められない。

イ 本件契約を解除せず市有地の返還を求めないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかどうかについて

請求人は、本件契約を解除せず、国に対し本件土地の返還を求める法的措置を怠っていることは地方財政法第8条に違反すると主張している。

ところで、本件契約第3条では、国は本件土地を米軍の用に供する目的に従って使用しなければならないと規定されている。

そこで、本件についてみると、国は契約書の規定にしたがって本件土地を米軍の用に供しており、その他規定に反するような事実は認められない。

また、本件契約には、保全義務等の違反について解除できる旨の規定があるが、このような解除事由にあたる事実を認めることはできない。

よって、横浜市が、契約を解除できる理由はなく、横浜市が本件土地の返還請求を怠っているとは言えず、地方財政法第8条に違反する事実もない。

したがって、本件契約を解除せず市有地の返還を求めないことが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとはいえない。

ウ 米軍に対して市有地の返還を求めないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかどうかについて

請求人は、横浜市に対して国に代位して米軍に本件土地の返還請求を行う

ことを主張している。

ところで、横浜市が国に代位して米軍に本件土地の返還請求を行うためには、横浜市から国へ返還を請求できることが前提となる。

そこで、横浜市から国への返還請求をみると、既に述べたように、横浜市は本件土地について本件契約を締結し、更新を継続しており、本件契約を解除する事由がないことから、返還請求の根拠がないものと考えられる。

したがって、国への返還請求ができないことから、国に代位して米軍に対し返還を請求する理由はなく、これを怠る事実も認められない。

エ 以上のことから、請求人の主張については、理由があるとは認められず、この請求を棄却する。